

令和3年2月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	佐藤政隆
委員会開催日	令和3年3月5日(金)、10日(水)、12日(金) 19日(金)
所属委員	[副委員長]佐藤郁雄 [委員] 江花圭司 荒秀一 安部泰男 円谷健市 宮川えみ子 渡辺義信 満山喜一 西丸武進



佐藤政隆委員長

(1) 知事提出議案：可 決…41件

※[知事提出議案はこちら](#)

(3月 5日 (金))

江花圭司委員

土11ページ、道路橋りょう維持費において、福島吾妻裏磐梯線の説明があったが、工事内容、期間、補修箇所について説明願う。

道路管理課長

道路維持補修について、橋梁補修を代表事例として説明したが、国の補正予算を活用し、福島吾妻裏磐梯線の跨線及び橋梁を含めた全部で96橋の橋梁補修を行うこととしている。そのうちの 하나가、今ほど質問のあった福島吾妻裏磐梯線であり、これらは全て法定点検に基づいて健全度Ⅲという早期措置が必要と判断されたものである。橋梁の詳細な損傷について、今すぐに答えることはできないが、健全度Ⅲと指定された橋梁は補修を行うこととしている。福島吾妻裏磐梯線の町庭坂地内の橋梁については、令和3年度に着手し同年度中に補修を完了する予定としている。

宮川えみ子委員

土3ページ、災害救助費の救助費について、1(1)災害救助法による救助のマイナス8億円と、2(1)の応急仮設住宅維持管理事業の減額分については、仮設住宅借上げの家賃分と考えるが、現在の仮設住宅の設置数と状況について説明願う。

建築住宅課長

災害救助法による救助の減額について、仮設住宅が建っていた土地は、返還に当たり場所によって農地復旧の必要があるが、その復旧工事の実施が次年度になったことが大きな内容であるほか、仮設住宅の解体工事は、再利用を加味した価格設定を可能としており、請負率が低かったことに伴い減額となった。また、応急仮設住宅の維持管理事業については、当初の想定よりも管理団地が減少していることから減額となったもの。

現在の仮設住宅の状況であるが、1月末現在で2,147戸を管理しており、その大部分で解体工事を実施している。

実際の入居戸数だが、郡山市内の団地の3戸に5人が入居しており、このほか入居者の荷物等が残ったままになっている団地も確認される状況である。

また、令和3年1月末時点で、県内には552戸の民間借り上げ住宅がある。

宮川えみ子委員

借り上げ住宅は552戸で、応急仮設住宅は郡山で1か所ということでよいか。

建築住宅課長

民間賃貸による借り上げ住宅については552戸である。建設型の仮設住宅は、現在解体作業中のものを含めて2,147戸残っており、そのうち1団地の3戸に入居者がいる。

宮川えみ子委員

土7ページ、台風第19号災害に伴う自治法派遣職員等受入経費の減額について、見込み人数より実際に派遣された人数が少なかったことが原因と考えられるが、それぞれの人数を聞く。

土木総務課長

令和元年東日本台風に伴い、自治法派遣により実際に派遣された人数は13名であり、当初の見込みでは46名を要請していた。

宮川えみ子委員

年々災害の発生が多くなっている中、当初見込んだ46人に対して実際の派遣人数が13人という結果は、大分少ない。県も大変だったと思うが、内情や対応内容について聞く。

土木総務課長

自治法派遣については、別途東日本大震災分として全国から31名が本県に派遣されている。令和元年東日本台風では被害額が各県とも大きかったため、本県においては、46名を要請したところ全国知事会等を通じて13名が派遣されている。

宮川えみ子委員

他県の被害状況も大きかったことから結果はやむなしと思う。しかし、これからは派遣してもらうことが難しい時代になってきているため、その辺りをどのように考えているか。

土木企画課長

次年度における派遣職員については、各事務所の業務量に基づき要請人数を決定して要望を行い、その後、各県と調整を行った上で結果が出てくる。

しかし、東日本大震災以降、全国で様々な災害等が発生しており、派遣元の状況が変化している。今後、総務部と連携しながら派遣人数を調整し、結果が出ることになる。

荒秀一委員

まずは、今回の地震の対応について感謝を述べる。今回の地震では震度6強を観測した地点が多くあり、傷んでいる箇所も広範囲に見られる。年度末で予算も限られていると考えるが、今後の査定等の見通しについて聞く。

土木総務課長

復旧に係る予算について、道路の通行止め等の解除に向けて緊急に必要な経費は、既定の予算内で対応している。

本復旧に向けては、被害状況の災害査定を受ける必要があり、そのための喫緊の経費等については、今後総務部と協議を進め、迅速かつ適切に対応していく。

宮川えみ子委員

新地町では、屋根の破損が目立つ。住宅の応急修理制度については、新たに準半壊という区分ができたものの、10%以下については制度の対象外となっている。屋根は大事な部分であり、雨漏りをしていると家自体が傷んでしまう。国土交通省の事業を活用し、独自の制度を設けている地方自治体もあることから、損壊が10%以下の場合であっても屋根の損傷に対する本県独自の救済措置が必要と思うが、どうか。また、今回は借り上げ住宅を用意したのか。

建築指導課長

屋根瓦の被害について、災害救助法に基づいて10%以上の損壊に対しては支援の対象となるが、災害救助法は危機管理部の所管であることから、危機管理部の対応となる。

瓦屋根については、来年度より、国土交通省の新規事業で耐震改修のための交付金事業を活用することができる。現在、市町村が事業主体となる制度を構築しているところであり、国の予算についても審議中である。今後、活用方法や詳細を確認の上、市町村と適切に対応していく。

なお、今回の地震においては、借り上げ住宅の要請はない。

宮川えみ子委員

損壊の程度が10%未満で、修繕が必要となる家屋がどのくらいあるか把握しているか。

建築指導課長

土木部では把握していない。昨日現在の災害対策本部の集計によると、全壊が35棟、半壊が116棟、一部損壊が4,490棟と発表されている。

一部損壊といっても、その程度には幅があることから、修繕が必要な家屋がどのくらいあるかは把握できていないと考える。

宮川えみ子委員

本会議でも各党から質問があったが、今回の地震では目に見えない箇所や部分的な損壊が多くみられる。屋根が傷んでしまうと家全体の傷みにつながってしまうことから、屋根だけでも何とかしてもらいたいと考えている。市町村を支援してしっかりと丁寧に見てもらおうよう要望する。

荒秀一委員

今回の地震の被害には、住宅の外見等に被害は見えないものの建物内部が損壊しているといった特徴があり、罹災関係の査定が難しいと考える。

分かる範囲で構わないが、県の所見と救済手段等について聞く。

建築指導課長

今回の地震における罹災証明書の交付や被災度判定については、県の災害対策本部が市町村を支援している。

罹災証明書の判定については、1次調査から2次調査へと段階を踏む仕組みであり、1次調査で住民が疑問を持った場合、2次調査の判定を依頼することができる。基本的には市町村の事務であるが、手続を丁寧に実施していくことが重要と考える。

宮川えみ子委員

東日本大震災の際は、他県からの支援を受けながら判定作業を行った。1次調査における判定結果を伝えられた際に、そこで調査が終了と受け止める人がいたと聞いている。判定作業にあたってはそのように受け止められないよう丁寧な対応願うが、どうか。

土木部次長（建築担当）

罹災証明については、所管が災害対策本部であることから、土木部からの回答は差し控えたい。

佐藤政隆委員長

土木部に係る分については土木部でしっかりと対応し、その他の部分については、県全体の中で対応するよう願う。

（ 3月10日（水））

江花圭司委員

土20ページ、建設発生土適正処理推進事業について聞く。これまでの答弁では業者だけでストックヤードの選定地を探

すことは困難であるため、市町村の協力を得ながら見つけていくとのことであった。業者、市町村、県は、どのような仕組みでストックヤードを確保しているのか。

技術管理課長

市町村もしくは建設関係団体等からの情報を基に候補地を選定しており、前年度の9月から権利関係の調査を行っている。様々な調査を行った上で敷地の造成関係の設計を進め、適地となっている場所として現在27か所を候補地としている。令和3年度の事業ではこの27か所のうち16か所について、用地買収、整地、水路及びストックヤードの整備を進めていくこととしている。

江花圭司委員

以前も質問したが、業者の選定したストックヤードが山の上部に位置しており、只見豪雨災害後に崩れて下へ流れ落ちてきた場所があった。

候補地の27か所のうち、令和3年度の事業箇所はどのような場所か。

技術管理課長

事前に調査した段階で住民に影響が懸念される場所を除き、具体的に進められそうな場所を選定した。

江花圭司委員

部長説明要旨の1ページ、会津縦貫道について、令和3年度の事業内容を説明願う。

高速道路室長

縦貫北道路の若松北バイパスは、測量及び設計がおおむね完了したことから、地元に対して説明を行いながら用地の取得と工事用道路の設置を進めるなど、本体工事の早期着工を目指し計画的に事業を推進していく。

縦貫南道路の下郷田島バイパスについては、一部区間で工事に着手しているところであり、今後の工事の全面展開に向けて、用地補償や一部改良工事などを進めていく。

荒秀一委員

土4ページ、救助費における災害救助法による救助の約12億4,000万円の内容、並びに土13ページ、道路橋りょう整備費の自転車の活用による健康づくり推進事業及び歩いて走って健康づくり推進事業について、それぞれ説明願う。

建築住宅課長

救助費の災害救助法による救助については、土木部で管理している建設型仮設住宅の維持管理費とその撤去費用、撤去した後に原状復旧をして土地を返還するための復旧費用、さらに民間賃貸住宅の借り上げ費用である。

道路整備課長

自転車の活用による健康づくり推進事業については、自転車愛好者等との意見交換を行いながら、県内全域を対象として広域的なサイクリングルートを設定することに加えて、ポータルサイトを活用して消費カロリーを提供するなど、健康情報の発信、さらにはサイクルラックを整備するものである。また、関係部局や市町村と連携して事業展開を広く行っていくことで、より効果的にサイクリング目的の観光客等の増加につなげるとともに、最終的には健康の増進と本県の観光振興に寄与することも目的としている。

次に、歩いて走って健康づくり支援事業については、東白川郡の棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村の4町村が中心となって取り組んでいる奥久慈街道サイクリングルートについて、さらなる魅力向上を図るために、県道の自転車道矢祭棚倉自転車道線、いわゆる久慈川自転車道の舗装工及び区画線工を実施するものである。

荒秀一委員

土4ページ、救助費について、仮設住宅等にかかる様々な復旧や支出の内容の説明があったが、具体的な計画内容について聞く。

次に、自転車の活用による健康づくり推進事業は、様々な関係団体と協議しながら進めているとのことであるが、今後はどのように展開していくのか。また、サイクリングロードについては、新しい道路を造るのか、それとも現行道路を改良

するのか。

建築住宅課長

災害救助法による救助の現在の状況と今後の見通しについて、建設型仮設住宅は、解体中を含め今年2月末現在で2,111戸となっており、解体が順調に進んだ場合、今年度末で300戸程度に減る予定である。そのため次年度は、残る300戸の仮設住宅の管理と入居者の退去が順調に進んだ場合において、部分的に解体を進めていく。民間借り上げ住宅については、同2月末現在で約550戸借り上げており、大熊町、双葉町の現在の供用期間が令和4年3月までであることから、期間中の借り上げ費用を計上している。

道路整備課長

まず、サイクリングロードについては、基本的に既存道路の活用を検討している。

次に、今後展開していくに当たっては重要な点が大きく3つあると考えている。1点目は、検討を進めるメンバーの選定であり、委員指摘のとおり広く意見を集めるために様々な分野から関係者を募る必要がある。2点目は、意見の集め方である。広く市町村の意見を聞きたいと考えており、その方法については検討中である。3点目は、検討を重ねて決めたルートのパブリシティ方法であり、これが課題であると考えている。来年度の事業の中でどこまでPRできるか分からないが、その後も引き続き、事業を展開していかなければいけないと考える。

荒秀一委員

私としては、復興サイクリングという形で県内各地で実施され、これまでの実績から非常に効果があったものと認識している。そのような状況や様々な要望を踏まえ、今後の復興に資するものとして判断されたと考える。

また、交通安全の面については、しっかりと取り組んでいかなければならない内容であり、他部局や市町村との調整が必要になると思うが、どうか。

道路整備課長

安全面、健康面、観光面と様々あるが、県の各部局がそれぞれに取り組んでいくのではなく、広く横断的に検討していく体制を整えていきたい。

宮川えみ子委員

土20ページ、ふなっこふるさと川づくり事業について、実施箇所数と具体的なイメージについて説明願う。

河川整備課長

ふなっこふるさと川づくり事業については、地域の住民が水辺と触れ合うことのできる場の創出、河川の環境保全及び再生を目的としている。

具体的な内容は、水辺に近づきやすくするための親水護岸の設置や河川に生息する魚等の環境を保全するために魚道を設置する。魚道は2か所、親水護岸は1か所の設置を考えている。

宮川えみ子委員

親水護岸とは川に降りていく階段を造るのか。

また、魚道の設置のイメージができないがどのようなものか。

河川整備課長

魚道については、河道には落差工という水が1段落ちる場所があり、治水上必要な施設として設置しているが、その段差によって魚が上流に登れなかったり、あるいは下流に流される現象が起きている。このような現象が起きている場所を改善し環境を再生するため、魚が段差のある箇所を登ることができるよう魚道を造ることとしている。

親水護岸については、護岸というと非常に急な勾配で出入りができないところがあるが、例えば、周辺の様々な施設との一体性との考えの中、川に親しむ場所を設けたいという市町村からの要望等を踏まえ、階段状の施設や通路状の施設を整備することを考えている。

宮川えみ子委員

その件については理解した。

土27ページ、国直轄港湾事業負担金について、約12億円の予算は沖の堤防に関する内容か。この事業は、国の決定に基づき県が支出する仕組みであると認識しているが、今後もこの工事を続けることができるのか。また、目的についても説明願う。

港湾課長

委員指摘のとおり、国直轄港湾事業負担金については、国が整備している小名浜港の第2沖防波堤及び相馬港の沖防波堤の内容であり、令和3年に発生する災害を想定し負担金を計上している。

小名浜港東港の整備はおおむね終わっているが、現在東港で供用しているのは陸側の岸壁のみである。東港沖側の岸壁は第2沖防波堤がないと利用できず、港湾計画上この防波堤は、小名浜港の静穏度を保つために非常に重要な役割を果たす施設であることから、引き続き、国に整備願いたい。

宮川えみ子委員

整備期間は何年か。

港湾課長

現在の整備計画では、おおむね今後10年間を要すると聞いている。

西丸武進委員

去年の台風第19号等の災害に伴い、調節地については国や県を挙げて考えていかなければならないと主張してきた経緯がある。

調節地の測量設計を行うための費用は、当初予算で網羅されているか。

河川計画課長

洪水調節関係の調査費については、土20ページの河川海岸調査事業において、河川に関する調査費等を計上している。二級水系等については台風等の災害を踏まえ、夏井川や宇多川において流域治水協議会を立ち上げる考えであり、その中で様々な対策を検討していく。その際に、洪水調節機能の検討が必要な場合は、この調査費を活用して調査を進めることを考えている。

西丸武進委員

了解した。この調査は非常に大事であると考え。夏井川、好間川、鮫川、宇多川の台風時の状況を見ると、どこか途中で水を区切らなければいけないと感じており、調節地の中で一度時間を稼ぐ方法が一番効果的であると考え。夏井川、好間川、鮫川、宇多川、いずれの河川においても、水は必ず山奥から流れてくるもので、川に流入するまでの中間地点は大体が耕地である。耕地が耕地として維持されていれば問題ないが、荒地や雑種地となっていることから、調査研究を行い流水を一時的に貯水する対策があつてしかるべきではないかと考える。この対策を行うには多額の費用がかかるため、事前の調査研究が生きてくる。生きたものにつながるということは、国や県からの国土強靱化のための予算がつかなければ簡単にはできない。国に対する求め方も生きたものでなければならず、年次的、計画的に具現化しその方向を道しるべとしなければならない。

現在の河川海岸調査費は5,000万円程度であり、今は調査研究だから仕方ないが、できれば河川ごとに細かく計画を織り込んで調査研究費をあてがうという計画性を持つことが大事であると考えているため、有効に生かすよう要望する。

円谷健市委員

土6ページ、土木総務費の職員費について、令和2年度の当初予算は38億円程度であるが、3年度は71億円と大きな金額となっている。内容について説明願う。

土木総務課長

職員費については、土木部職員の人件費を計上しているものであるが、土木部の場合、職員費のほかに各公共事業における事業費の事務費の中へ人件費を計上することができる。令和3年度予算については、復興事業の進捗に伴い公共事業費

が52%程度減少することから、これまで公共事業費に計上していた人件費も減少することとなる。しかし、職員数は前年度と変わらず、人件費も前年度と同様に必要なことから、これまで公共事業費に計上していた人件費を土木総務費へ計上したため増加した。

円谷健市委員

年度ごとにその都度予算の計上先を変えることは一般的なのか。もう少し詳しく説明願う。

土木総務課長

当部の職員数については、若干の変動はあるものの基本的には変わらない。また、当部では、主に公共事業を施行しており、そのための事務費を一定割合以上計上できることから、専ら公共事業を担当する職員の人件費は、事務費で計上している。さらに、事務費の金額は、公共事業費の割合に応じて増減することとなっており、令和2年度については、公共事業の規模が相当大きかったため、公共事業費から人件費を捻出していた。

安部泰男委員

先ほど江花委員から質疑があった建設残土に関連して聞く。候補地が27か所で、令和3年度の整備箇所は16か所とのことであるが、具体的な地域と整備の内容について説明願う。

技術管理課長

令和3年度におけるストックヤードの場所と整備内容について、管内別に説明する。会津若松管内では3か所の整備箇所があり、用地取得と採取後の整地を予定している。喜多方管内では2か所の整備を検討しており、用地取得を予定している。県北管内では1か所の整備箇所があり、借地の手続を進めている。県中管内では2か所の整備箇所があり、用地取得と造成設計を考えている。

追加で説明する。会津若松管内においては、先ほどの説明した箇所に加え、2か所の整備を予定しており、用地取得と整地を行うこととしている。南会津管内では3か所の整備箇所があり、調査設計、測量設計及び用地取得を考えている。いわき管内では3か所の整備を予定しており、用地取得と整地を計画している状況である。

安部泰男委員

土32ページ、福島県住宅確保要配慮者支援事業の591万円について、具体的な内容を説明願う。

建築指導課長

まず、住宅確保要配慮者とは、民間賃貸住宅市場において円滑にアパートなどに入ることができない高齢者、障害者、低所得者を指しており、住宅確保要配慮者支援事業では、要配慮者が円滑に賃貸住宅に入居できるようにすることを目的としている。県、市町村、関係団体で構成する福島県居住支援協議会が事務局を担っており、同事務局に対して591万円を負担金として支出している。事業内容としては、要配慮者の住宅相談のほか、地域における見守りネットワークを構成し、配食サービス、買物や通院の生活サポート、あるいはアパートへ入居する際に必要となる連帯保証人や保険の手続など、様々なサービスをホームページに一元的に掲載し提供を行っている。

安部泰男委員

予算額が591万円では少ない気がするが、十分対応できるのか。

建築指導課長

平成28年度から同額の予算で継続している。負担金に相応する事業経費として、相談を受ける事務局員の人件費、地域見守りネットワークに関連する様々な業者を掲載するホームページの更新費用、また、業者を募る説明会費用に充当されている。

安部泰男委員

土65ページ、ダム維持管理費の高柴ダム管理用発電設備工事の6億4,000万円について説明願う。

河川整備課長

高柴ダムは、洪水調節及び利水を目的として設置している。管理用の発電所を有しているが、ダム建設時に整備された

もので約36年経過しており、老朽化が著しいことから発電機更新の工事を予定している。

安部泰男委員

土87ページ、小名浜港マリーナ整備事業について、1億円の具体的な内容について説明願う。

港湾課長

小名浜港マリーナについては震災後、災害復旧で係留棧橋の一部を整備しており、これまでその状態のまま再開に向けて検討していたが、再開要望が非常に多く寄せられていることから、来年度は現状の施設を利用しつつ、当該事業で最小限の整備を行った上で再開を実現させたい。

整備内容については、一般人の立入りを禁止するフェンス、監視カメラ、照明灯をはじめとした保安対策施設、係留する船に給電や給水を行うインフラ施設、あるいは利用者の駐車場等の整備であり、令和4年の再開を考えている。

安部泰男委員

管理運営は県が行うのか。

港湾課長

現在は県が直営で管理しているが、マリーナが再開した折には指定管理者制度を活用する予定であり、令和3年度の整備と並行して指定管理者を募集したい。

宮川えみ子委員

土20ページ、西丸委員の質問に関連するが、遊水地はこれからの大事な課題であり、今後力を入れていくものと考えている。遊水地を造る方法としては、県による買上げ、あるいは借上げが想定されるが、買上げの場合は管理の手間が発生する。そのため、私は田んぼとして耕作されている土地を緊急時に限定して借り上げるという契約が可能であれば、土地を管理する手間をかけずに遊水地としての役割を果たすことができると考えるが、どうか。

佐藤政隆委員長

この質問は、一般的事項が大部分であることから、河川海岸調査費の中身の説明を受けた上で、残余の部分は一般的事項で討議を進めたい。

河川計画課長

河川海岸調査費については、5,391万8,000円の予算を計上しており、3つの大きな調査を予定している。西丸委員より指摘あった内容については、基本事項調査として河川関係の調査をする。また、水辺の国勢調査と環境調査にかかる予算のほか、深淺測量として毎年実施している海岸の水域の調査にかかる予算を計上している。これらの調査は具体的な整備方法を定めるものではなく基礎的な調査であり、水系の中で概略的にどのような対策が必要かを検討するものである。そのため、遊水地の整備方法についてはその先のステップであることから、まずは基礎的な調査を実施していく。

江花圭司委員

土木部長説明にあった移住、定住の空き家改修の支援強化と除雪業務にかかる予算について、説明願う。

建築指導課長

空き家の活用については、土34ページの空き家活用推進費（再生・復興）として1億4,600万円を計上している。内容は、空き家を取得した後に行うリフォームやクリーニングに要する経費に対する補助金である。

道路管理課長

除雪業務については、土11ページの道路橋りょう維持費のうち土12ページの説明欄5番、6番に、県単と交付金を活用した除雪事業として計上している。

江花圭司委員

除雪費は毎年一定の額を予算化しており、雪の多い年、少ない年に関係なく補正している。令和3年度予算の財源については、県単分で18億円、特別交付金分で30億円程度を確保するとの考えでよいか。

道路管理課長

県単分の除雪費については、一般財源で調達している。交付金については、特別交付金ではなく、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び除雪費の補助事業を活用している。補助率は最大で3分の2であり、過去の実績額に基づき交付金充当額と一般財源を足して30億円を計上している。

なお、当該交付金は雪寒冷地で雪寒道路に指定された道路にのみ充当できる。

江花圭司委員

この除雪費の中に除雪システムの予算は含まれているか。

道路管理課長

現在、会津管内でGPSにより除雪機械の稼働時間等を自動集計できるシステムを展開しており、除雪事業からシステム導入費用や使用料を執行している。

宮川えみ子委員

土34ページ、江花委員から質疑のあった空き家活用推進費について、対象者は避難者、移住者、二地域居住者、子育て世帯でよいか。

建築指導課長

被災者、避難者、県外からの移住者、子育て世帯を対象としており、新年度からはコロナ禍への対応との観点から二地域居住者及び新婚世帯も対象に追加することで進めている。

宮川えみ子委員

対象者の幅を広げるとのことで、事業の進展を願う。しかし、予算額は、令和2年と比べるとほとんど増えていない。予算が増えないということはPRが足りないのか、それとも仕組みが悪いのか分からないが、工夫を加える必要があると考える。令和2年の実績を含めて説明願う。

建築指導課長

新年度予算においては、空き家改修の住宅戸数を70戸で計上している。今年度実績見込みは69戸であり、当初予算計上数とほぼ同数である。また、空き家関係の事業について、今年度までは移住者や被災者に対する事業、子育て世帯向けの事業、空き家購入前の事前調査事業の3つに分けているが、新年度には3事業を一つに統合しメニューを見やすくすることで県民への理解を深め、利用しやすくなるよう工夫する。

宮川えみ子委員

様々な工夫しているが、打ち出し方が心細いだけでなくPR方法にも工夫が必要である。また、予算を増額して大きく前進させるようにすべきと考えるが、今後努力すべき方向性について説明願う。

建築指導課長

予算額は今年度と同規模だが、コロナ禍において地方への移住に関心が高まりつつある中、本県への移住希望者に対しては、企画調整部が中心となって様々な補助メニューを打ち出しており、東京や各振興局単位で就労面の相談をはじめとした様々な相談に対応できる体制をつくっている。土木部においては住宅確保の側面から支援を実施しており、この事業についても振興局と連携するとともに、支援事業の存在をアピールし、実績を伸ばしていきたい。

荒秀一委員

土20ページ、先ほど宮川委員が質疑したふなっこふるさと川づくり事業に関連して聞く。以前、愛好家から魚道設置を要望されたことがあった。魚道については、自然環境を保護するという観点から非常に大事なものと理解しているが、設置に向けての進め方について説明願う。

次に、土33ページ、民間住宅等対策費のふくしまの低炭素社会づくり推進事業について説明願う。

河川整備課長

先ほど説明した落差工については、洪水の勢いを弱めるという治水の目的で、比較的急流な河川に設置されている。魚道については、どちらかというと過去には設置されていないため、今回は未設置の場所へ設置することとしている。設置

する場合は、地域の住民や漁協の意見を聞く考えである。

また、類似の構造物に堰があるが、管理者がそれぞれ決まっているため、改築や更新の場合は漁協の意見を聞きながら、魚道の設置を要請している。

建築指導課長

ふくしまの低炭素社会づくり推進事業は、「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」と銘打った、農林水産部の連携事業である。内容は、県内の工務店、あるいは大工へ県産木材を使用した住宅を発注し、新築、建て替え、あるいは増築された住宅に対して県産木材の使用量に応じて20万～50万ポイントを交付するものである。1ポイント1円として利用可能であり、県産木材による加工品や様々な県産食材などと交換することができる。

荒秀一委員

私は、地元の河川の状況しか分からないが、魚道の設置についてはどこの河川も似たような状況であると認識している。堰の所有者が不明といった問題等でちがいが明かすうまくいかない話もあると聞いており、創意工夫があってもよいと考える。また、非常に地道な作業であるものの、自然体系を守る観点から大事な取組であり、今後とも継続的に取り組んでいく必要があると思うが、どうか。

土33ページについて、農林水産部と連携しポイントを付与する考え方については感心する。当該事業は、県産木材の利用促進にどの程度寄与しているのか。また、今後の見込みとしてどのように考えているか聞く。

河川整備課長

落差工については、急流な河川に設置している事例が多く見られる。魚道の設置については地域の要望等を聞きながら、継続的に進めていくことを考えている。

建築指導課長

ふくしまの低炭素社会づくり推進事業は、平成25年度から継続的に行っている。今年度の対象戸数は170戸としており、7月から募集を開始し、176戸の実績となる見込みである。どの程度寄与しているかという点については、当該事業は木造住宅の場合、柱やはりなどの構造材に使用する木材の約半数を県産材とすることを条件としており、結果的に使用する材木の体積に応じてポイントを交付する。利用している業者や施主は県内全域に渡っており、7月から先着順に募集を開始し1月には募集終了となっていることから、ニーズはカバーできていると考える。

また、地産地消の事業であり次年度予算でも計上していることから、今後とも積極的に実施していきたい。

宮川えみ子委員

土30ページ、公園維持補修費の公園維持補修事業（復興祈念公園）と土31ページ、都市公園事業費（再生・復興）の復興祈念公園整備事業は、同じような事業であるが、各内容について説明願う。

まちづくり推進課長

土30ページ、公園維持補修費の公園維持補修事業（復興祈念公園）に計上している1,201万6,000円については、今年度9月に2haを一部供用開始した復興祈念公園の維持管理費である。

土31ページ、復興祈念公園整備事業に計上している約6億円については、引き続き整備を行うための工事費、調査等の委託費、用地補償費等である。

宮川えみ子委員

約6億円の予算の内訳と、工期は令和7年度までとのことだが、年度ごとの計画について説明願う。

まちづくり推進課長

約6億円の予算の内訳については、造成費、地盤改良費、調査費等の委託料、用地補償等に2億円程度ずつ計上している。工期については、今回、公共事業評価において、

終期を令和7年まで延長している。また、今年度の7月に施設配置計画を定めており、この計画に基づいて逐次詳細設計を行いながら、造成や各施設等の整備を、さらに用地がある程度固まった場所から順次造成工事を進めていきたい。

宮川えみ子委員

工期は令和7年までに完成するとの理解でよいか。

また、さきの政調会において、経費については縮減する方向との説明を受けたが、現段階における年度ごとの予算計画を説明願う。

まちづくり推進課長

現段階における終期は令和7年を予定している。また、本公園の基本理念の具現化を図るために機能や質を確保しながら、コスト縮減を進めていきたい。

宮川えみ子委員

完成までの予算について、現時点で想定している年度ごとの予算計画について聞く。

まちづくり推進課長

11月の公共事業評価において知事からの提言があり、全体額を約85億円に見直した。用地買収と並行しながら工事を進め、令和7年の完了を目指したい。

宮川えみ子委員

現時点で想定している完成までの見込み費用は85億円ということでよいか。また、85億円の年度ごとの執行見込みについて聞く。

まちづくり推進課長

85億円の内訳で主な内容は、伝承館、多目的広場、国の中核施設を結ぶ園路、橋梁、多目的広場の芝生等の整備やその管理等に係るものである。用地買収は、多数相続地や筆界未定地の困難箇所があるものの、約8割程度の進捗となっており、用地のまとまった箇所から造成や設計を進めている。引き続き、令和7年の完了に向けて取り組んでいきたい。

宮川えみ子委員

何度求めても年度ごとの金額を示してくれない。評価委員会の意見は、コスト縮減の取組として、橋梁の設計に当たっては維持管理費を考慮した構造を検討することであるが、85億円を縮減することを含めてどのような検討をしたのか。

まちづくり推進課長

公共事業評価委員会の意見では、「コスト縮減のためあらゆる手段を検討するとともに、県内外への事業の目的と意義を伝え、関連施設と併せて広く周知がされるよう不断の努力をお願いします」とされていることから、引き続き祈念公園の機能及び質を確保しながら、コスト縮減に取り組んでいきたいと考える。

宮川えみ子委員

抽象的で審議にならない。私は、あの図面を見た所感として、橋の整備や町道の変更に当たり、既存の現道等を活用する方法が採用できないのかと疑問を感じた。また、建物の建設費用は国負担であるものの、維持管理費は県負担だと思う。特に芝生には非常に多くの維持管理費がかかると認識しており、今後の県の負担が大きくなるか心配である。12月議会では答弁されなかったが、維持管理についてどのように見込んでいるか。

まちづくり推進課長

復興祈念公園の基本理念を具現化するため、昨年7月に公表したところであり、コスト削減等を図りながら設計等を進めていきたい。また、維持管理費については、維持管理水準等が固まらなければ積算できないことから、早期に固めていきたい。

宮川えみ子委員

土31ページで造成や地盤改良という内容が既に出ている。公園の目的に沿って具現化していくとの工事内容については理解できるが、際限なく支出してもよいということではない。先ほどまでの説明では、維持管理費も分からなければ、コスト削減の方向性も示されていない。後で変更になるとしても目に見える形で示してもらわなければ審議もできず賛成してよいかも分からない。現段階の概略だけでも示してもらわないと困るが、どうか。

まちづくり推進課長

コスト縮減額を数字で示すことはできないが、例えば盛土材料などには他の工事で発生した土を流用すること、橋梁ではさびが発生しない材質にし維持管理費の低減を図ること、雑草が生えにくい芝種を選定することなど、コスト縮減が可能な部分については設計の中で反映させていきたい。

宮川えみ子委員

現段階の説明では内容の縮減を検討しているが、評価委員会で指摘された内容については検討していないということか。

まちづくり推進課長

橋梁については現在概略設計を進めているところであり、委員より指摘あった点についても加味しながら検討している。

宮川えみ子委員

検討結果はいつ頃出るのか。また、評価委員会から指摘のあった、橋梁の設計は維持管理費を考慮した構造にするとの内容については、決定時期が示されないと審議できないがどうか。

まちづくり推進課長

現在、詳細設計を進めていることから、全体の縮減額が幾らくらいになるかを示すことはできない。今後、設計を進めながらまとめていきたい。

宮川えみ子委員

概略で示すことができるのはいつ頃になるか。

まちづくり推進課長

設計については今後も継続するため、設計がある程度終わった段階で示すことは可能と考える。

佐藤政隆委員長

時期等については、まだ分からないとのことではいか。

まちづくり推進課長

橋梁については、現在概略設計を行っており、来年度に詳細設計を行う予定である。来年度末には橋梁にかかる概算金額が算定されると考えている。

宮川えみ子委員

今は土木部に限らず様々な施設を建設しているが、施設の維持管理費は最終的に県が負担すると考える。各施設でどの程度の維持管理費が発生するかが示されずに進んでいくことに対して、非常に危機感を持っている。今後は、災害の発生やコロナのような問題が増加することが懸念されるため、新たに施設を造る際は、発生する維持管理費や既存の施設等の利活用等、様々な検討結果を示した上で県民の理解を得ていかなければいけない。私は、あの図面を見た段階で、施設までの道路や新たな橋を造ることに対して、他の方法がないかと疑問を持った。県民の理解が得られるような内容が示されない中、予算に対して賛否を県民に示すことはできないため、早期に理解を得られるような説明を求める。

佐藤政隆委員長

要望ということではいか。

宮川えみ子委員

そうである。

安部泰男委員

土98ページ、流域下水道事業会計のその他の特別損失について、汚泥の保管と処分費用が計上されており、先日の説明では原発由来の汚泥があるとのことだった。

汚泥の量について説明願う。

下水道課長

現在、原発由来の汚泥は、県中浄化センターに約600 t 保管されている。

安部泰男委員

東京電力に対して、賠償請求はしているのか。

下水道課長

過去に運び処分した汚泥分については、東京電力に請求している。

安部泰男委員

過去の分は請求しているとのことだが、今後発生する分もあるのか。

下水道課長

過去に発生した汚泥については、数量が確定したため請求している。現在、日々発生している汚泥においても一部100 Bq/kgを超える場合がある。その処分に当たっては、通常流域下水道として負担すべき処分費用とは別に東京電力へ請求しており、確定した年度ごとに次年度に請求している。

安部泰男委員

請求した分は確実に支払われているのか。

下水道課長

現時点では100%支払われている。

荒秀一委員

土20ページ、河川海岸維持管理事業について、先ほどの説明では県管理の河川等の河道掘削とのことであったが、新年度の計画について説明願う。

次に土21ページ、河川事業費の約45億円の予算について、計画の中身と事業内容を説明願う。

河川整備課長

河川海岸維持管理費については、全体で100億円ほど計上しており、内訳は河道掘削に係るものが約88億円、そのほか除草や危機管理型の水位計、監視カメラの設置、通常の維持管理に要する費用を計上している。

河川事業費のうち、1つ目の補助事業（河川）については、東日本台風以前から実施している大規模な河川の改修費用及び東日本台風等の影響によって改修が必要となっている中通りの河川改修費用である。2つ目の交付金（河川）については、これまで交付金事業で河川改修事業を進めていた河川の改修費用である。3つ目の交付金事業（住宅関連・河川）については、区画整理に関連した1か所の河川分にかかる費用である。

荒秀一委員

河道掘削の予算88億円について、対象区域は市町村と連携しながら決めるのか。実施箇所は既に決まっているのか。また、河川事業費の対象となる河川はどこか。

河川整備課長

河道掘削の対象箇所については、予算額が大きいいため実施箇所も多くなっている。今後の出水等による状況変化も考えられるが、地域の要望を踏まえつつ、必要な箇所を実施していきたい。

河川事業の補助事業（河川）について、東日本台風以前から河川改修を実施している主な河川は、只見川などである。東日本台風以降に実施している河川は、郡山市の谷田川などである。交付金（河川）について、これまで実施している河川のほか、相馬市の小泉川は、本事業で改修を進めることとしている。交付金事業（住宅関連・河川）については、いわき市の中田川などの整備を考えている。

荒秀一委員

河道掘削は大きな課題だと考える。過去にも補正予算としてかなり上がっていることから、地域の要望をもって判断されたものと理解する。震災以降、樹木が生えたり、流れが滞っている状況が散見され、このような多額の予算がついたということは今後の水害を想定しつつ河道を整備していくものと理解しており、計画的に実施すべきである。今回の予算は要望に応えられる額となっているのか。また、今後の継続の必要性について考えを聞く。

河川整備課長

委員指摘のとおり、昨年の補正予算においては約22億円ほど計上しており、国の新たな起債事業もできたことから、今後もそれらの事業を活用することを考えている。東日本台風等の豪雨災害を踏まえて、河道掘削や土砂の掘削と併せて、河川敷の樹木を伐採するための予算を増額しており、実施に当たっては地域の要望、現地状況、緊急度を確認しながら進めていきたい。

宮川えみ子委員

土20ページ、河川流域総合情報システム事業の予算の内訳について説明願う。また、東日本台風においては情報システムが対応できないほど様々な問合せがあったと聞いており、その経験を踏まえた事業となっていると考えるが、どうか。

河川整備課長

土20ページの河川流域総合情報システムの予算については、既に配備している現地の雨量計及び水位計の更新等の費用である。土17ページ、河川流域総合情報システム管理費については、通常の保守点検費用に加え、昨年の台風第19号におけるアクセス問題に対応するための経費である。既に画面を軽くする対応を実施しており、今後はサーバーを増設してさらにアクセスしやすくなるように対応していきたい。

宮川えみ子委員

多くの人が関心を持っており、アクセス件数が増えると考えられるが、増設によりアクセスに十分耐えうる能力となるのか。

河川整備課長

東日本台風時は、1時間当たり約1万2,000件のアクセスがあった。サーバーの増設内容として、上限が東日本台風時の1.5倍となる1万7,000件程度のアクセスまで可能となる見込みである。

宮川えみ子委員

土65ページ、高柴ダム管理用発電設備の債務負担行為について、管理用発電の金額はどのくらいになるか。

河川整備課長

発電機更新、その他発電設備に要する費用として15億円程度を考えている。

宮川えみ子委員

年間の売電能力はどのくらいか。

河川整備課長

現在、数千万円の売電収入があり、更新後は固定価格買取制度を活用していく予定であることから、2倍以上の収入が見込まれる。

宮川えみ子委員

土87ページ、ふ頭埋立造成費の中の大剣埠頭の舗装について説明願う。

港湾課長

ふ頭埋立造成費については、大剣埠頭において陸揚げしたコンテナを貯蔵するためのコンテナヤードの舗装改修を行う内容である。

宮川えみ子委員

小名浜港マリナー整備事業については、一般に貸し出すための整備を行う内容か。

港湾課長

一般向けに貸し出すスペースを整備するものである。

なお、自由に利用できるということではなく、利用に当たっては申込み制とする予定である。

宮川えみ子委員

土106ページ、道路占用料の新規追加の部分について、参考になる数値を説明願う。

道路計画課長

国は、道路施行令によって占用料を定めており、本県の道路占用料については、国と同一の料金を設定している。

宮川えみ子委員

土144ページ、民事調停の申立てについて、家賃滞納状況の直近5年間程度の傾向を説明願う。

建築住宅課長

家賃の滞納状況については、指定管理者などを導入したことから、少しずつではあるが、減少傾向にある。

(3月12日 (金))

江花圭司委員

土34ページ、空き家対策関係について、移住、定住の促進の観点から空き家に対する様々な事業が実施されている。空き家といっても様々なパターンがあると考えており、活用にあたっては、活用する者がその状況を理解する必要がある。私自身、空き家改修などの活動を支援しているが、例えば、誰も住んでいない状態が2、3か月続いた家を空き家とするのか、家主の申出に基づいて空き家とするのか、どのような状態の家を空き家とするのか、その定義がわからない。

空き家は、1年間放置しておくとも家自体が傷んでしまう。実際にあった事例として、今年や3年前のような豪雪のときは、空き家にしておくとも家自体の傷みが酷くなってしまい、改修して入居を検討していた人が、その状態のあまりの酷さに入居を諦めてしまうことがあった。

そのほかにも空き家の状態があまりにも酷く、賃貸や購入を諦めてしまい、契約解除にまで至ってしまうケースもあるため、空き家の定義及び改修の支援対象物件の要件について聞く。

建築指導課長

空き家の定義だが、空き家等対策特別措置法では、「一定期間以上、住宅その他の用途に供していない状態にあるもの」とされており、具体的な期間については明記されていない。「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業では、使用されていない期間が3か月以上の空き家を補助対象としている。当該事業の補助要件については、被災者、避難者、他県からの移住者、アパートから戸建ての住宅に転居する県内の子育て世帯等を対象者としており、対象経費は対象となる空き家の改修やクリーニング等に要する経費を補助する。

また、補助金の交付があつてから少なくとも3年以上は定住してもらうことを条件としている。

江花圭司委員

当該補助事業は、賃貸でも購入でも対象となるのか。また、空き家を賃貸、あるいは購入を希望する場合、契約方法としては所有者と直接契約するのか、それとも不動産業者を介して契約するのか。

建築指導課長

当該事業では、売買及び賃貸どちらの場合でも対象となる。また、どちらの場合においても宅地建物取引業者を介して契約手続をすることが基本となる。

江花圭司委員

どちらも対象になることはよいことである。

私の地元では古民家が3軒並び空き家となっている。所有者はそれぞれ異なっており、景観上の観点や歴史的建造物という意味合いからも残したいと考えている。所有者の異なる3軒の物件を一まとめにして、不動産業者を介して賃貸等を行った場合は対象となるか。

建築指導課長

補助対象者は、自らが対象となる住宅に居住することが大前提である。住宅が3軒あるならば、居住世帯1軒ごとに補助金を交付する。

江花圭司委員

農林水産委員会にも関わる内容ではあるが、農振除外地域の土地を開発地域とする場合は、市町村が県に対し開発許可を申請し、許可された後県報に登載されるものと認識している。市町村からは、開発許可を得るまでには大変苦勞するとの話を聞いている。今回、農振除外地域内に連続した土地があり、その場所は連続する土地の間に田んぼが入っているような状況である。このような土地を開発地域とする場合は、どのくらい作業が大変になるのか。

都市計画課長

開発許可については、都市計画法第29条で定められており、県内の市街化区域においては1,000㎡以上、都市計画区域外においては1haを超えるような場合に手続が必要となる。開発許可の手続については、県が許可するものと市町村が許可するものがあり、それぞれ都市計画法に基づき適正に対応している。

江花圭司委員

適正に対応しているとのことであるが、市町村は大変だと言っている。会社に併設する店舗を造った自動車会社があり、その自動車会社は整備工場を併せて造りたいと考えているが、市町村では許可することは難しいと言っている。抽象的で申し訳ないが、このような場合の許可は難しいものなのか。

都市計画課長

具体的な中身や内容を聞かなければ、どのくらい時間を要するか答えることは困難である。県としては出先機関も含め、今後とも都市計画法に基づいて適正に対応したい。

宮川えみ子委員

遊水地について聞く。これからは豪雨が多くなるため遊水地の役割が非常に重要になる。遊水地の在り方としては、県が遊水地とする土地を購入し管理する方法や、現在田んぼとして耕作している土地を借り上げ、緊急時に限定しその土地に水を貯水させてもらう契約を結ぶ方法など、地域によって様々な方法が考えられるが、県はどのように考えるか。

また、これからは流域治水という考えの下、様々な検討がされていくものと考えており、行政組織の視点から見ると田んぼの取扱いは農林水産部の管轄となるが、どのように調整していくのか。

河川計画課長

農林水産部が管轄する田んぼダムについては、委員指摘のとおり流域治水の取組の中で有効な施策かどうかを検討していくものであり、具体的な回答は農林水産部での対応と考える。しかし、流域治水の施策においては、複数部局が連携を図ることとしており、田んぼダムの施策については、必要な対策として位置づけられるよう農林水産部と協議をしながら進めている。

遊水地については、これまでの実績や設置例からも有効な治水対策であると考えているが、河川計画の策定に当たっては、河道、ダム、遊水地といった洪水を調節する様々な手法について、総合的な検討を行った上で有効な治水対策を実施していくものとする。

さらに、遊水地については地域の状況や周辺の地形に応じて、様々な考え方があり、本県の場合は用地買収後、土地を掘削する方法や地域の合意形成状況にもよるが、田んぼとなっている土地をそのまま利用して貯水させてもらう方法がある。手法により、洪水の調節機能の役割や効果が異なってくることから、有効な対策を総合的に検討した上で、整備していくこととしている。

宮川えみ子委員

用地を買収して遊水地を整備する場合、その土地の管理についてはどのように考えているか。

河川整備課長

現在、県が遊水地として整備した箇所は2か所ある。そのうち、湯本川においては、遊水地の中に〇〇広場という位置づけの場所を設けて平時より使用しており、いわき市、地域団体、NPO法人の三者で協定を締結している。県は、川サポート制度の活用により、これらの団体に草刈りのような常時発生する管理を依頼している。また、管理に必要な資材や

物資の一部を提供することで連携しながら管理を行っている。

それ以外の方法としては、協定などを締結せずに県が治水管理者として管理している場所もあるため地域によって対応は様々である。

宮川えみ子委員

県が独自で管理する場合はどのようにしているか。

河川整備課長

通常時は草刈りが主な内容となるが、通常の河川における維持管理の中で、治水上必要な範囲の管理を行っている。

宮川えみ子委員

ダムについて聞く。高柴ダムや四時ダムでは水力発電を行っており、カーボンニュートラルの考えの下、全庁を挙げてCO₂削減に取り組んでいる中、水力発電はCO₂削減や新エネルギーとしての可能性がある。

県が管理するダムの中で、水力発電の可能性があるダムはほかにあるか計画を含めて聞く。

河川整備課長

当部では10基の治水ダムを管理しており、このうち6基で発電を実施している。檜葉町の木戸ダムについては、高さがあり水量も豊富であることから、現在、発電の実施に向けて調査している。

宮川えみ子委員

土木部で管理している10基のダムのうち6基で発電をしているとのことだが、残りの4基についても発電できる可能性があるとのことか。

河川整備課長

現在調査中の木戸ダムを除く残りの3基については、ダムの規模が小さかったり、水量が少ないといった状況である。このようなダムで発電が可能かどうかは、今後研究等を実施していきたい。

円谷健市委員

ダムの事前放流について聞く。昨年からは県管理以外のダムにおいても治水協定を締結した上で、事前放流を実施していると聞く。事前放流の現状について説明願う。

河川計画課長

ダムの事前放流は洪水調節機能のために実施するものであり、県内においては一級水系と二級水系で実施している。阿武隈川と阿賀川の一級水系と二級水系の中で事前放流できるダムが52基あり、全てのダムで事前放流に関する協定を締結している。今年のお出水期に大雨が降った場合は、52基全てのダムにおいて事前放流が可能であるため、浸水軽減を図ることができる。なお、この52基のダムのうち県管理のダムは10基だが、全てのダムが協定を締結済みのため事前放流が可能である。

円谷健市委員

200mm以上の降雨量が予想されるときに事前放流の判断をすることになると思うが、その判断は土木部が行うのか。

河川整備課長

土木部が管理する10基の治水ダムについては、運用できる体制が整っていることから、降雨量やルールに基づき土木部で判断することとなる。

円谷健市委員

洪水調節機能のあるダムとその機能がないダムとでは放水する量が異なると思う。雨が降る時期を2、3日前から予想しながら放流しなければいけないと考えられ、各ダムにより放流する時期が異なってくると思うが、土木部が気象情報も含めて放流の判断をすることでよいのか。

河川整備課長

大雨が予想される場合は、気象台から地域ごとに情報が発表される。各ダムによって雨量は異なるが、気象台からの情

報を基に、基準雨量を超えるような場合は実施していく考えである。

円谷健市委員

洪水調整機能がないダムは、放流できる量が少ないため放流しづらいと以前に聞いたことがある。一度に放流できる量が少なければ何日も前から放流しなければならないと考えるが、洪水調節機能がないダムでは、どのように放流するのか。

河川計画課長

先ほど回答できなかった内容がある。事前放流を行うダムは、洪水調節機能を有するダムと、農業用ダムのような洪水調節機能を持たないダムの2種類がある。県内にある52基全てのダムが、雨の降る2、3日前から放流するわけではない。特に農業用ダムの場合は、水を使用しない時期に一定程度水位を下げおき、治水機能を確保する方法がほとんどである。事前放流は、国が管理するダム、県が管理する10基のダム、只見川にある利水ダム等で実施が可能であり、3日程度前から降雨状況を想定し、時期を見ながら放流を実施している。

また、あらかじめ多くの量を放流しておけば高い治水機能を保つことができるが、事前放流する水は利水者の権利であることから、放流する水量は権利者の理解が得られる量としている。

佐藤政隆委員長

事前放流のための協議会のような団体は設置されていないのか。

河川計画課長

そのような協議会は設置していない。連絡体制は整備されているため事前放流する場合は、国、県、市町村等と連絡を取りながら放流する時期を知らせている。

円谷健市委員

事前放流が可能な県管理のダムは少ないが、事前放流により下流の災害を防ぐことができるため、県、国、市町村がしっかりと連携しながら実施するよう願う。

また、農業用ダムは、常日頃からダムの状況を確認し、いざというときに判断する必要があると思うため、しっかりと行うよう要望する。

江花圭司委員

小名浜港や相馬港の国際物流ターミナルの整備における道路網について、立谷相馬市長は、道路網が整備されると、豪華客船が港に到着した際に福島県内の回遊がさらに進むと述べている。現在、高速道路や高規格道路等の整備が進んでおり、相馬から米沢、米沢から喜多方、喜多方から会津若松、会津若松からいわき、いわきから相馬といったルートで本県内を一周できる道路網が形成されていく。このうち、米沢喜多方間の整備における国の動向及び国との連携方法について聞く。

道路計画課長

米沢喜多方間については、現在、一般道として一定程度の改築が進んでおり、ある程度の定時性は確保できていると考えている。

なお、会津縦貫道等の整備が進み、今後さらなる交通需要が見込まれる場合は整備の拡充を検討する必要があると考えている。

江花圭司委員

こうした道路網を活用した取組として、民間交通機関や公共交通機関との連携をどのように考えているか。

道路計画課長

米沢と会津の交流促進関係では、商工会などと広域周遊等の取組を進めているところである。

高速道路室長

補足する。東北中央自動車道については、一部区間で未開通箇所があるが、相馬から福島、福島から米沢の沿線の中で本県と山形県を含めた活用協議会のような団体が発足しており、当該団体が利活用促進を図っている。

会津縦貫道については、国道121号線の期成同盟会が設置されており、米沢から会津そして日光を含めた組織である。委員指摘のとおり、今後は東北中央自動車道、米沢から会津にかけての道路網、磐越道、常磐道で四角形の道路ネットワークが構築されることから、これらの利活用についても今後の課題として検討していきたい。

江花圭司委員

ぜひとも四角形の道路交通網のネットワーク利活用協議会を発足させ、今後の課題について研究してほしい。

次に、小名浜港や相馬港における国際物流ターミナルの整備完了予定について聞く。

港湾課長

整備完了時期については、港湾計画上、10～15年先を目標年次としているが、予算の関係もあるため今後10年間で完成するとはいえない状況である。整備状況については小名浜港が約50%、相馬港は約75%の施設で完了している。今後とも、早期の整備完了を目指し努力していく。

宮川えみ子委員

ダムの事前放流について聞く。夏井川の上流にある小玉ダムは、放流できる量が少ない。一度に多くの水量を放流できないダムは、大雨の時期にあらかじめダムの水位を一定程度下げておく対応が大事だと思うが、これに関してどのような検討や協議をしているのか。

河川整備課長

いわき市の小玉ダムは、人為的にゲートを操作する形態ではなく、自然調節方式である。洪水の際に一定以上の水が下に流れない構造となっており、放流する管もあまり大きくない。大きなゲートを持つダムは、職員が24時間常駐し監視している。職員が24時間常駐していないダムにおいては、常時水位を下げる方法を取った場合、水位が急に増減した際の対応が課題となる。また、仮にダムの増強を行う場合、小玉ダムは現在貯水して運用している状態であることから、改造工事の工法が課題となってくる。このような課題については、今後研究していきたい。

宮川えみ子委員

様々な課題はあると思うが、水害の被害に遭った住民の要望もあるため、大雨の時期には一定程度水位を下げるができるよう協議を進めてほしい。

荒秀一委員

2点聞く。まず、災害における河川改修の対応には感謝する。決壊箇所の整備も進展し、地域住民も安心している。堤防内の民地については、買収が順調に進んでいると認識しているものの、買収した民地が全て河川拡幅の対象になっているわけではないと思う。そのような土地の将来的な管理は、誰が行うのか。

次に、今回の地震による影響で、港湾施設には亀裂等損傷の被害が発生しており、私も現場を確認している。地震発生が年度末であったため予算的にも厳しい状況であり、査定はこれからだと思う。港湾を利用する企業からも聞かれているため、今後の復旧に向けての考えを聞く。

河川整備課長

草刈りなどの河川の管理については、基本的に県が実施するが、河川内の公園や一定区間の草刈り等については、川サポート制度を活用して地域住民から支援等を受ける場合もある。その場合は、地域団体、地元市町村と三者で協定を締結した上で、県が草刈り機等の必要な資材の一部を提供するなど、地域に応じた方法で管理していきたい。

港湾課長

相馬港については、発災後、港湾を利用している関係者の被害状況を調査し、調査後2日目には会議を開催した。会議の中で、県の港湾施設の被災状況や利用している企業側の状況について情報共有を図り、今後の応急工事や本復旧に向けた対応方針等を説明した。応急工事については、利用している企業や海運業者と話し合いながら優先工事箇所を決定しており、現在実施している港湾内の応急工事箇所は、間もなく完了する見込みである。また、相馬港の場合は3号埠頭の4号バースにおける1か所の被害が大きく利用できない状況であることから、必要最小限の応急工事を実施している。現在、

査定に向けて詳細な調査を実施しており、調査が終わり次第、査定に向けて準備を進めていきたい。

河川整備課長

堤外民地について再度説明する。河川改修に必要な土地については買収する方法で進めている。買収した土地は官地であることから、管理は県が行う。

荒秀一委員

河川について再度聞く。河川の状況はそれぞれ異なることから、各河川の状況に応じて計画、判断、管理をしていくべきと考える。一例として、宇多川の南飯淵や北飯淵には非常に多くの民地があり、これまで荒れていた場所は、全て改修されると聞いている。しかし、全箇所を河川として拡張しなかった場合は、相当な面積の管理が必要となり、先ほど説明のあったサポート事業を活用し管理するよりも、さらに大がかりな対応が必要になると思う。これまでは、地域の状況に応じた管理方法を選んでいるものの、今後は新たな発想が必要になってくると考えるが、どうか。

河川整備課長

治水上必要な土地については、当然ながら県が管理することとなる。利用形態については、今後の利活用の要望の有無を含めて地域住民等と意見交換を行いながら考えていきたい。一般的に河川区域内に公園等が造られる場合は、地域住民及び市町村と協定を締結し管理していくことが実態であるが、どのような形になるかを見なければ分からないと思うため、今後進めていく中で意見を聞きながら対応していきたい。

荒秀一委員

買収され新たに県所有となった河川の土地については、地域、あるいは市町村、利用者と話し合いながら管理していくのか。

河川整備課長

県が買収した土地は河川区域となり、基本的には県が河川管理者として管理していく。例えば、地域住民から河川区域内の土地を利用したいという意見がある場合は、その意見を踏まえつつ利用方法を聞きながら、利用の可否や管理方法について協議していくよう願う。

宮川えみ子委員

どの常任委員会も大変と思うが、土木委員会に出席しているメンバーには女性職員がいない。ジェンダー平等と呼ばれる中で、様々な議案審議においても女性の視点が入る土木行政が必要であり、複数の女性に土木委員会へ出席してほしい。女性の幹部登用に対する土木部長の考えを聞く。

土木部長

委員指摘のとおり、出席しているメンバーに女性はいない。建築職においては比較的女性の割合が高いが、土木職では非常に低い。そのような中で県北建設事務所企画調整課長の役職は女性が担っており、女性の視点も土木行政に生かしていく必要があると考える。また、現在、新しい県土づくりプランの策定に向けて、委員会を設けながら準備をしており、この業務についても女性職員が担っている。さらには、当該プラン策定における有識者委員会についてもエリアごとのバランスや分野ごとのバランスはあるが、可能な限り女性の視点が大事だと考えている。土木部が造っていくものには、誰もが平等に使ってもらう視点が大事であることから、引き続きしっかりと対応していきたい。

安部泰男委員

人材育成に関連して聞く。震災以降、土木部においても他県から応援職員を要請していると思うが、土木と建築の各分野における令和2年度の派遣職員の人数を聞く。また、3年度は、何名要望しているのか。

土木総務課長

自治法派遣における他県からの応援職員については、東日本大震災の応援分と一昨年（令和元年度）の東日本台風の応援分として2通りの要請を行っている。令和2年度において東日本大震災の応援職員は延べ31名、東日本台風の応援職員は13名である。3年度においては、東日本大震災関連で18名、東日本台風関連で14名の応援職員について、全国知事会を通じて要望して

いるところである。

安部泰男委員

予想していない災害や水害の発生で応援を受けることは当然と思うが、これまでの行財政改革により職員数は減少しており、設計業務などの業務は、可能な限り外部委託で対応してきたと思う。今後も災害は増加する傾向にあると言われており、土木部としては外部発注だけに頼る方法を考えているのか。また、人材育成の方法についてはどのように考えているのか。

土木企画課長

今後増加傾向にある自然災害等への対応については、外部委託、自治法派遣、さらには内部職員を変更しながら対応していくことが基本になると考える。人材の育成については、他の建設事務所で実施している業務の研修や現場の確認を行いながら、内部の職員が様々な状況に対応できるようにしている。また、人事異動により様々な方面で経験を積み重ね、経験値を上げることも大事だと考える。加えて、管理職が各事務所においてOJTや現場での研修等により職員を教育することで人材育成を図り、全体の組織力を上げるべく努力していきたいと考える。

安部泰男委員

先ほどの説明では、人材育成や組織力向上に努力していくとのことだが、人材育成は計画に基づき実施していくべきと考えるが、そのような計画はあるのか。

技術管理課長

土木部職員の技術力向上に係る研修について、当部では、土木部専門研修基本計画を策定し、当該計画に基づき3か年で実施している。研修内容については、復興や復旧に対応できる即戦力を鍛えるための研修、現場対応ができる人材育成のための研修、そして、今トレンドになっている長寿命化の研修や新技術に対応できる人材育成のための研修が25コースある。例年7月から12月にかけて順次研修を行っている。

安部泰男委員

例えばこのような人材を何年度までに何名育てるといった計画はあるのか。

技術管理課長

専門研修の中に職務研修という内容があり、例えば初任者研修、続いて監督業務、中堅技術者といった流れで採用から経過した年ごとに身につけるべき知識や経験を段階的に習得する方法で研修を行っている。基本的には入った年次に応じた技術力を身につける計画となっている。

安部泰男委員

現在、土木職と建築職では設計できる職員数が不足しているため外部に委託しているものと思うが、そのような考えではなく、基本的な方針として外部に委託できるものは全て外部発注するという考えか。

県民から土木部職員に対し事業内容を質問しても説明できない職員がたくさんいるという話を聞いている。

最近外部委託できるものは全て外部に発注して、職員が1から10まで全ての業務を実施している事業は少ないと感じているが、実態はどうか。

技術管理課長

現在のところ復興事業や台風関連の業務の影響で人材が不足しているため、外部委託先に発注している状況である。また、職員も多忙な状況が続いていることから、技術力を学ぶ機会が削がれているといった実態がある。委員の指摘を踏まえて、今後は職場内におけるOJTや現場研修等を通して現場サイドの技術力向上に努めていきたい。

西丸武進委員

内水面の対策について聞く。河道の整備や改良等含めて水の流れをよくすることは大事であり、それがよくなれば内水も通過点がよくなると考える。台風19号の影響では、内水による住宅被災が多く見られた。土木部の担当課はどこか分からないが、内水により大きな被害を受けた住宅のアフターケアをどのようにすればよいか。

また、まちづくりの観点からどのような内水面の調査を行い、どのような対策をしていくのか。

まちづくり推進課長

市町村から被害調査結果が上がってきた段階で、災害復旧に向けてどのような策を講じていくかという観点から技術的な支援を行っている。市町村からの相談があれば、引き続き支援していく。

佐藤政隆委員長

内水対策を施したまちづくりをどうするのかという観点からの質問と考えるが、どうか。

下水道課長

内水の対応は、基本的には市町村が雨水対策として実施しているものであるが、事実上進んでいない状況であり、現在50%程度の進捗である。ハード対策としてはなかなか進まない状況であることから、ソフト対策として内水ハザードマップの整備が進んでおり、現在、郡山市、いわき市、福島市で公表されている。また、会津若松市で今年度中の発表を予定しているほか、数市で準備を進めている。

西丸武進委員

好間川の上流から下流へ向かうと中好間や下好間があるが、大方が内水の逆流により水位が上昇し住宅が冠水する。これらの地域には県営住宅や市営住宅があり、叶田地区は常襲地帯であるものの一番の窪地に県営住宅が建っている。好間川と県営住宅の場所は、ほとんどフラットになっており、少しの冠水状態でもいつの間にか一気に増しに水位が上がってしまう。好間川には樋門も設置されているが、水位が急上昇するとその役割を果たすことができない。これは、ここ数年の問題ではなく十数年間ずっと続いている。県営住宅を所管している県の立場から見ても、いわき市と連携を取るなどの抜本的な対策をしないと大変であるとする。

平地区には江原川があるが、夏井川の増水に伴い流れる水がすべて逆流してしまう。平の赤井地区の赤井駅前や平の他の駅周辺は全て冠水した。十数年間同じパターンで来ているため台風第19号と同等の台風が来るとまた同じ様な状況を繰り返すと考える。そのため、樋門やポンプの配置を含めたまちづくりの観点、あるいはその住人の環境の方向性について長い物差しを当てて、これから十数年先を見ていかなければならない。その先を見た上で今後も同じやり方をするのか、大きな意味で区画整理から始めるのかなど、そのような考えは土木の技術職員が一番分かっていると思う。そのようなノウハウを生かした内水対策、あるいは市町村への手厚い指導があつてしかるべきと考えるが、どうか。

佐藤政隆委員長

ハザードマップ等をつくった地域の内水排除も含めたまちづくりに対して、土木部としてどのようなアドバイスができるか。

河川整備課長

委員より指摘があつた好間川においては、現在、整備を実施しているところである。その整備内容としては、今回の改良復旧事業の中で樋門等を整備することとしており、いわき市と今後の対応についても検討していく予定である。

また、外水については、ソフト対策として住民が避難しやすくなるように浸水想定区域図を作成の上、ハザードマップに役立ててもらふことを検討している。

河川計画課長

委員指摘のとおり、河川管理者の対策だけでは被害を軽減できない。内水対策や田んぼダムをはじめ総合的な治水対策を行う上では、県の関係部局や市町村の関係部局等と共に流域治水における施策の検討を行い、どのような対策が浸水被害を軽減するために有効かを考えることが必要である。夏井川の場合は、現在、いわき市を含めて流域治水協議会を立ち上げ、様々な施策を検討していく段階であり、具体化に向けて調整している。

また、全体の中身については流域治水プロジェクトとしてまとめ上げ、早期に取組を進めていきたい。

(3月19日 (金))

宮川えみ子委員

土1ページ、公共災害復旧費の日立植田線の応急工事について、工事内容、通行止めになる日数等を説明願う。

道路管理課長

土1ページの3,000万円の補正について、災害復旧のルールでは、被災し速やかに復旧すべき箇所は災害査定を待たずに応急工事ができる制度となっており、工事着手後もしくは完成後に査定を受け、採択されることにより国庫負担の対象となる。当該箇所では、跨線橋の一般部と橋の接合部分にある伸縮装置が、さきの地震によって被害を受けたため、変形、段差が生じている。現在、破損した部分を取り除いて、アスファルト合材で擦り付けた状態であるが、早期に復旧しなければ被害が拡大するおそれがあることから応急工事を実施するものである。

工事期間については、速やかに工事に着手する予定であるが、詳細が決まっていないため、決定次第、地元等にしっかりと説明しながら進めていきたい。

宮川えみ子委員

東日本大震災の時も同じ様な状況だったと思うが、今回も同じ状況か。

道路管理課長

植田跨線橋については、東日本大震災の際も被災したため補修をしている。

今回は伸縮装置の被害であり、東日本大震災のときと比べると損傷の程度は比較的小さいと考えるが、橋梁の性質上、移動や加重がかかるとどうしても損傷する傾向がある。落橋させないとの考えの下、耐震補強等を実施しているが、跨線橋は損傷が比較的大きくなりやすい。今回の復旧は基本的に原型復旧により進めているが、今後の在り方については研究していきたい。

荒秀一委員

土2ページ、災害調査費の2億8,000万円の内容について、もう少し詳しく説明願う。

河川計画課長

災害調査費の2億8,000万円については、道路の災害、漁港、港湾の3工種あり、災害査定に向けた調査費を計上している。内訳については、道路災害が16か所、漁港が5か所、港湾については相馬港内の20か所分の合計41か所分である。

荒秀一委員

これは、国の査定を受けるための調査と理解してよいか。

河川計画課長

委員指摘のとおり、災害査定を受けるための調査費であり、今後執行していく。